

不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策（案）
に対する市民意見の内容及び本市教育委員会の考え方

不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策（案）に対し、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

市民の皆様の貴重なご意見を踏まえ、不登校児童生徒未然防止と不登校児童生徒支援に取り組んでまいります。

いただいた主なご意見とそれに対する本市教育委員会の考え方を公表します。

なお、ご意見の内容について、趣旨の類似するものはまとめさせていただいたほか、原文を一部要約し、また分割して掲載しておりますので、ご了承ください。

令和4年3月

名古屋市教育委員会
指導部 指導室
電話 052(972)3236
FAX 052(972)4177
電子メール a3236@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

実施結果

- ア 実施期間 令和4年1月11日（火）～2月14日（月）
- イ 配布場所 市民情報センター、区役所情報コーナー、支所 など
- ウ 提出状況 意見提出者数 15人
意見件数 50件
- エ 提出方法 郵送2人 FAX4人、メール9人
- オ 意見の内訳

項目	意見数
I 策定の趣旨	3件
II 不登校の現状	2件
III 学校・関係機関等における不登校児童生徒支援の取組	
1 学校 (1) 学校全体での取組	1件
(2) 別室登校	3件
(3) 民間団体（施設）との連携の取組	1件
(4) ICTを活用した学習支援の取組	1件
2 子ども適応相談センター	4件
3 なごや子ども応援委員会	1件
V 不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策	2件
1 魅力ある学校づくり	3件
2 教職員の意識改革	6件
3 なごや子ども応援委員会・学校と専門機関等との連携	4件
4 校内の教室以外の居場所づくり	8件
6 子ども適応相談センターの拡充	1件
7 民間団体（施設）との連携について	3件
その他	7件
合計	50件

寄せられた主な意見と教育委員会の考え方

I 策定の趣旨（3件）

- ・「不登校児童生徒数は依然として増え続けており、増加傾向に歯止めがかかっていない状況にあります。」との表現により、不登校であることが好ましくない状態であるかのような印象を与える。不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがあるので、不登校児童生徒数が増加すること自体を問題視するのではなく、安心して学校に通うことができない児童生徒の苦しみや、学業の遅れや進路選択上の不利益が生じかねない状況がありうること等が問題であることを明記してほしい。
- ・不登校未然防止という文言自体を止めた方が良いと思う。不登校になることをネガティブに捉えるより、児童にとって多様な選択肢を認め、それに対し様々サポートする、そういった新しい時代に適合する方向性で進めていくべきだと思う。

【教育委員会の考え方】

- ・不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつことはありますが、不登校になり悩み苦しむ児童生徒が増えることは課題であり、支援により減少することが望ましいと考えています。
- ・「ナゴヤ子ども応援大綱」だけでなく市議会が制定した「なごや子どもの権利条例」も踏まえ、「子どもの権利保障」という観点を方策の基本に据えるべきである。子どもを過度の緊張感から解放し、安心して学校を休む権利、自分らしく生きられる権利、学校強制ではない教育を受ける権利などを保障する立場にたち、学校以外での様々な学びの場を認め、多様な学習の場を公的に支援するべきである。

【教育委員会の考え方】

- ・子どもの主体性を重視し、子ども中心の発想をするための考え方がまとめられた「一人ひとりの人生の基盤としての理念」に基づいて、子どもの権利が保障される具体的な支援を進めてまいります。

Ⅱ 不登校の現状（2件）

2 不登校の要因

- ・不登校の要因の数値は何をもとにしたのか明記してほしい。不登校の状態にある場合、学校と児童生徒・保護者の関係が芳しくないことが一定数あり、学校の認定が当事者の認識とずれることは往々にしてあり得る。学校が主要因と考えたのか、当事者が主要因と考えたのかは、今後の不登校支援方策を検討するにあたって大きなポイントとなる。不登校の要因について、学校による認定しか調査がないとすれば、当事者に調査を実施することを検討した方がよいと思う。

【教育委員会の考え方】

- ・「不登校の主要因」は「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の区分による名古屋市の調査結果を示しています。
- ・不登校の要因や背景については、不登校経験者の声やスクールカウンセラーの意見等も踏まえ、「不登校未然防止及び不登校児童生徒への効果的な支援の方策を検討する有識者会議」において、不登校未然防止及び不登校児童生徒支援における基本的な考え方として整理しました。

- ・自律神経失調症を診ている関係で起立性調節障害疑いの学童が数多く受診される。起立性調節障害、不登校の原因は一律ではなく、医学のみのアプローチだけでは手に負えないケースも多くみられる。医療と行政の両立が大切だと感じる。

【教育委員会の考え方】

- ・スクールカウンセラーによる児童生徒一人一人のアセスメントをもとに、必要に応じて医療機関とも連携してまいります。

Ⅲ 学校・関係機関等における不登校児童生徒支援の取組

1 学校

（1）学校全体での取組（1件）

- ・現状の学校全体での取組方針決定は校長によりなされ、子どもたちの意見が反映されていない。不登校支援については、当事者である子どもたちの意見を聞くことができるとよいと思う。

【教育委員会の考え方】

- ・不登校児童生徒の支援にあたっては、不登校の児童生徒やその保護者と相談し、一人一人の状況に応じた支援に取り組んでいます。

(2) 別室登校 (3件)

- ・対象児童生徒に対応する教職員の負担になっているのではないかとと思うので、退職した教職員OBなどを活用してはどうか。
- ・現状の別室登校は、空き教室やたまたま授業のない先生がいるなどの条件をクリアしなければならず、ハードルが高すぎる。
- ・「保護者が付き添っている場合もあります。」との記述があるが、保護者が付き添っている件数も調査すると、どの程度の教職員の増員が必要かが可視化され、予算要求につなげやすいと思う。

【教育委員会の考え方】

- ・別室登校をする児童生徒の支援は、各学校において教職員が協力して計画的に取り組んでいます。今後は、校内の教室以外の居場所づくりを進め、教室へ入れない児童生徒の支援に取り組んでまいります。

(3) 民間団体(施設)との連携の取組 (1件)

- ・フリースクールでの学習を、学校教育課程と同じ時間数で認めて、履修したと同様の扱いを検討されてもいいと思う。

【教育委員会の考え方】

- ・不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、一定の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長の判断で指導要録上出席扱いとしています。

(4) ICTを活用した学習支援の取組 (1件)

- ・ICTは手段であり、学習支援の内容の方こそ重要である。

【教育委員会の考え方】

- ・学習用タブレット端末の活用により、学習支援の内容の幅が広がっています。今後、児童生徒一人一人にとって適切な学習支援の内容を検討してまいります。

2 子ども適応相談センター（4件）

- ・子ども適応相談センターへの通所者が多いということは、それだけニーズがあるのに対応できず、学校に行きたい気持ちがあるのに行けないというのは残念だと思う。相談員不足、サテライトの追加整備は深刻な課題であり、対応をできるだけ急ぐべきである。

【教育委員会の考え方】

- ・通所者の増加に伴い、新たな施設の整備は喫緊の課題と認識しています。今後、令和6年度の第3サテライト開設に向けて準備を進めてまいります。

- ・「適応相談」という名称は、子どもに問題がある、というイメージが強すぎる。例えば、子どもの居場所相談センターなどに変更できないだろうか。

【教育委員会の考え方】

- ・子ども適応相談センターでは、利用者にとって抵抗感がなく、親しみが持てるよう、平成12年より「なごやフレンドリーナウ」という呼称を広く使用しております。今後も、全国的な動向を注視しつつ、表現方法について検討してまいります。

- ・自宅から遠いセンターでは、保護者の送迎がないと通所できない年齢の児童は利用が難しいのではないかと。将来的には、不登校状態にある子どもの学年と、利用希望者、実際の利用者の学年を比較し、設置場所と規模を検討する必要があるのではないかと。

【教育委員会の考え方】

- ・現在、通所時の安全面から、小学生は保護者の送迎を依頼しています。通所者及び保護者にとって、より利用しやすい施設となるように、設置場所については検討しておりますが、今後、子ども適応相談センターの役割も含めて、すべての児童生徒にとっての効果的な支援の在り方について検討してまいります。

3 なごや子ども応援委員会（1件）

- ・スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなど教育福祉の分野を担う職員は、任期付きの働き方となっており経験の蓄積が十分にできない。雇用環境の改善が急務である。

【教育委員会の考え方】

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の常勤の専門職について、当初は全ての職員を任期を定めて採用していましたが、令和2年度より、任期の定めのない常勤職員の採用を開始し、順次配置を進めているところです。引き続き、雇用環境の改善に努めてまいります。

V 不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策（2件）

- ・いじめ対応でもそうだが、ゼロにすることを目標にすると成果目標の数字にしばられ、現状を隠す結果を招くことがしばしばある。この方策案には数値目標こそ掲げてはいないが、減少することは対策の結果であり、直接の目標ではない。支援の拡充こそ新たな方策の柱であることが見失われる恐れがある。「不登校児童生徒が減少すること」は目標から削除すべきである。
- ・方策の目標に「不登校児童生徒数が減少すること」を掲げていることについて、「学校においてより多くの子どもの学ぶ権利等を保障すること」ということが本意なのではないか。市教委が不登校児童生徒数の数的増加のみを問題視しているように読める箇所は再考をお願いしたい。

【教育委員会の考え方】

- ・学校を、安心・安全で魅力があり、児童生徒が「いま、ここに」いたいと思える場にする事で、不安などの要因で不登校になる児童生徒が減少することを期待しています。

1 魅力ある学校づくり（3件）

- ・「自己有用感」を高める活動は確かに必要だが、困難に直面した子どもたちには、ありのままの自分という存在を認めてもらうことが不足していると感じる。自己有用感を重視すると、役に立っていないことに対する否定的なメッセージの発信になりかねない。自己有用感の前に、児童生徒同士でもありのままの存在（児童生徒の個性、多様性）を認めあう学校・学級づくりが必要ではないか。

【教育委員会の考え方】

- ・子ども一人ひとりがお互いの個性を認め合い、連携・協力しながら社会を担っていくための力を伸ばすことができるように道徳教育や特別活動を推進しています。今後も、児童生徒一人一人が互いの個性や多様性を認め合うことができる学校・学級づくりを目指す指導の充実を図ってまいります。

- ・未然防止の鍵は、魅力ある学校づくりである。そのためには、少人数学級の推進が必要で、教員が子どもたちに余裕を持って接することが可能になるよう勤務環境を改善するべきである。

【教育委員会の考え方】

- ・本市では、小学校1・2年生において30人学級、小学校3年生・中学校1年生において35人学級の、少人数学級を独自の施策として実施しています。その他の学年につきましては、教科や学習内容に応じて少人数指導やチームティーチングを柔軟に組み合わせて学習に取り組むことで、一定の成果をあげています。また、国は、今年度から5年かけて小学校全学年35人学級編制を実施することとしましたので、本市としても、その方針を踏まえて進めてまいります。

2 教職員の意識改革（6件）

- ・教職員の意識改革のためには、現在の教職員の多忙化を解消するため、教職員の増員及び少人数学級化が必須だと思う。

【教育委員会の考え方】

- ・本市では、小学校1・2年生において30人学級、小学校3年生・中学校1年生において35人学級の、少人数学級を独自の施策として実施しています。その他の学年につきましては、教科や学習内容に応じて少人数指導やチームティーチングを柔軟に組み合わせて学習に取り組むことで、一定の成果をあげています。また、国は、今年度から5年かけて小学校全学年35人学級編制を実施することとしましたので、本市としても、その方針を踏まえて進めてまいります。

- ・教職員の人権意識に遅れがある。方策の記述は、具体性に欠け、学校全体の意識改革には不十分である。

【教育委員会の考え方】

- ・教職員の人権教育研修は、役職や経験年数に応じて年間17種類の研修を計画的に実施しており、「なごや人権施策基本方針」に掲げられた課題に関する知的理解と人権感覚を磨く研修を通して、人権に対する意識が高まるように努めています。また、各種指導者用資料を市立全校に配付し、教職員が様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深める資料として活用できるようにしております。今後も、人権意識の高揚、児童生徒理解、子ども主体の学校づくり等について、教職員の意識改革が進む研修の実施に努めてまいります。

- ・「人権意識」一般ではなく「子どもの権利条約」「なごや子どもの権利条例」について学ぶことを明記すべきである。

【教育委員会の考え方】

- ・教職員の人権教育研修においては「人権感覚の涵養」を共通内容として位置付け、子どもの人権については十分に配慮すべきこととして研修で伝えております。「なごや子どもの権利条例」については、法定研修で取り上げ、教職員が子どもたち一人一人の特性を見極め、指導にあたることの大切さを伝えていきます。また、指導者用資料において、「子どもの権利条約」や「なごや子どもの権利条例」について取り上げ、子どもの権利に対する教職員の理解促進を図っております。

- ・試験当日などを除き、職員室を開放するなど、学校の風通しをよくし、教員の固定観念を良い方向に変えていくことが、健全な指導に繋がると思う。また、権威主義的な発言や学級運営の在り方等も改革し、学校を安心して通える場所にしてほしい。

【教育委員会の考え方】

- ・児童生徒の人権を尊重し、児童生徒一人一人に寄り添った指導等につなげる教職員研修の充実に取り組んでまいります。

3 なごや子ども応援委員会・学校と専門機関等との連携（4件）

- ・学校となごや子ども応援委員会との連携、そして家庭ともつながりがあるのはとても良いと思う。
- ・現実の不登校では、子ども自身もなぜ自分が学校へ行けなくなったのか原因がわからないことも多くあるので、アセスメントを急ぐことにより、子どものペースではない進め方、子どもの意向を尊重しない支援方法にならないよう注意してほしい。

【教育委員会の考え方】

- ・「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自ら進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指し、児童生徒一人一人の状況や保護者の状況に応じた適切な支援に努めてまいります。

- ・不登校児童生徒とその保護者は、先の見えないことが大きな不安となっていることがあるので、通信制高校の説明や、中学卒業後すぐに進学しない場合の進学方法や不登校の間の学習支援や居場所等についての情報提供も非常に大切だと思う。

【教育委員会の考え方】

- ・不登校児童生徒支援に関する情報の発信に努めてまいります。

- ・実効性に問題があると考え。市内全校配置（若しくは拡充）による、対象児童生徒のすべてに対する個別の支援計画の作成、それを実行可能な職員の補充、組織化、他都市・民間を問わず成功例の検証及び導入等が必要だと考える。また、多様な人材の活用も有効と考える。

【教育委員会の考え方】

- ・児童生徒一人一人の状況に応じた適切な支援を行うことができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを始めとする教職員以外の人材の更なる活用や、関係機関とのよりよい連携のあり方について、いただいたご意見も踏まえ、引き続き検討してまいります。

4 校内の教室以外の居場所づくり（8件）

- ・子どもたちの学びは学校教育だけに限られず、さまざまな学びがある。公設民営の学校外フリースペースを作るなど、子どもたちの学ぶ権利を保障する場を増やすよう検討をお願いしたい。
- ・トワイライトで使用している教室をトワイライト開始までの時間に借りたり、学校司書を活用し図書室を常時開放したり、校長室の一角にスペースを設けたりして、居場所づくりに活用できないか。また、校内での居場所づくりが難しい場合、名古屋市図書館の自習室や児童館を活用できないか。放課後デイサービスや学習支援を行っている団体へ委託し、民間団体と連携ができないか。
- ・校内フリースクールを開設するにあたり、やはり人員が必要になると思うので、民間の知恵を借りながら、将来的にはすべての学校に開設するとか、フレンドリーナウの早期開設など、子供達の充実した学びにつなげてほしい。

【教育委員会の考え方】

- ・子ども適応相談センター第3サテライトの整備、校内の教室以外の居場所づくり、民間団体（施設）との連携を通して、教育機会の確保に努めてまいります。
- ・有効に運用するためには、制服の着用が登校を難しくさせてしまう子や、時間や決まりなどの画一的な運用が登校を難しくさせてしまう子どもがいることに十分な配慮が必要だと思う。学級とは異なる場所にある「教室」になってしまうことは避けてほしい。個々の生徒について理解し、対応していただけるよう、教員の研修は丁寧にしっかりと行っていただきたい。

【教育委員会の考え方】

- ・児童生徒一人一人の状況に応じた計画を基に適切な学習指導・適応指導を進めてまいります。
- ・このような教室を学校の中につくるということは、実質教員も必ず関わりが出てくるという面で、ますます教員の仕事が増えるものだと感じる。教員が生徒一人一人と話し合う機会をもてなくなったことも不登校が増えてきている要因の一つではないか。

【教育委員会の考え方】

- ・教職員が児童生徒一人一人と向き合うことができるよう教員の配置も含め、学校の支援に取り組んでまいります。

- ・不登校の理由・態様は、人によって違うからこそ複数の選択肢の中から本人が選べるようにして欲しい。校内フリースクールは、居場所が増えるので、いい施策だと思う。生徒数が多く、相対的に悩みを抱えた生徒も多い大規模校から優先的に配備するべきだと考える。
- ・校内の教室以外の居場所づくりを中学校だけでなく、小学校にも導入を検討してほしい。

【教育委員会の考え方】

- ・校内の教室以外の居場所づくりの実施にあたっては、不登校児童生徒の状況をはじめとする学校の状況を踏まえ、検討してまいります。

6 子ども適応相談センターの拡充（1件）

- ・現在ある適応相談センター3ヶ所は、市の東西の端の駅から行こうとすると、地下鉄だけでも30分かかり、不登校児童生徒の体力的・心理的負担も大きいので、市の東側（と西側）に1つずつ増設してほしい。

【教育委員会の考え方】

- ・現在、3か所の子ども適応相談センターは、市内どこからでも通所可能とするため、公共交通機関を利用しやすい場所に設置されております。今後、子ども適応相談センターの役割も含めて、すべての児童生徒にとっての効果的な支援の在り方について検討してまいります。

7 民間団体（施設）との連携について（3件）

- ・現時点では保護者がインターネット等で個別に調べる方法のため、民間団体（施設）の情報を児童生徒や保護者へ情報提供してほしい。
- ・現在、不登校の児童生徒が民間団体を利用する場合、その費用が保護者の大きな負担となる。民間団体との連携を進めるのみならず、民間フリースクールの利用料の助成など保護者が負担する費用の援助についても検討いただけるとよい。

【教育委員会の考え方】

- ・民間団体（施設）の情報については、民間団体（施設）の意向も踏まえ、必要とする児童生徒や保護者への提供を検討してまいります。

その他（7件）

- ・当該校にどうしても通学出来ない事情がある児童生徒については、越境入学などの問題もあるが、隣接校に限定して学区外通学を認めてはどうか。

【教育委員会の考え方】

- ・本市では、お子さんの通学すべき学校は、原則住所地により指定されていますが、「学区外通学の区分、要件」に該当する場合は、例外的に指定された学校の変更（学区外通学）を申請することができます。

- ・学区内の公立中学校から不登校対応の私立中学校へ入学することとなった場合、経済的負担がかかってくるので、授業料の助成があればよいと思う。

【教育委員会の考え方】

- ・授業料軽減補助金や教育ローンなどを利用することが可能であることから、本市としては、授業料の助成を実施することは考えておりません。

- ・不登校の原因は、「いじめ」や「いじめとまでは言いにくい学校での人間関係・生きづらさ」が多いと思う。学校生活アンケートに、いじめられたことがあるかどうかだけでなく、自分の行動を振り返る内容の質問項目も加えてはいかがか。いじめられる側の回答だけでなく、いじめるリスクのある子についても低学年のうちから自分の行動・言動を振り返る機会になればよいのではないかと思う。また、いじめられた子側だけでなく、いじめた子側へのカウンセリングも積極的にすすめていただければと思う。

【教育委員会の考え方】

- ・学校生活アンケートで使用している hyper-QU には著作権があり内容を変更することができません。いじめの加害児童生徒への指導やカウンセリングについては、今後も適切に実施してまいります。

- ・不登校の理由・態様は人によって違うからこそ不登校を前提とした進路の情報提供が欲しい。

【教育委員会の考え方】

- ・不登校児童生徒支援に関する情報の発信に努めてまいります。

- ・校内にもっと大人の人数を増やせたら、児童の表情や態度の小さな変化の察知、いじめの防止に繋がるのではないか。児童の日常を見守っている地域の人材を活用すれば、交友関係やネグレクト問題なども気づきやすいと思う。地域のこどもは地域で育てるという精神をもう一度考えてみてはいかがか。学校関係ではない幅広い社会経験を持った人々に、目から鱗の支援をしてもらい、第三者的な目で学校教育を見られる人々がいてもいいのではないか。教員を増やすより、支援員を有償ボランティア(または時給制)にし、人数を増やす方が費用対効果が高いと思う。また、各担任にサポートを付けることも併せて検討されるといいと思う。

【教育委員会の考え方】

- ・スクールカウンセラー、発達障害対応支援員、学校司書などが学校において児童生徒と関わり、支援しています。

- ・方策策定にあたって、子どもたちの意見を聴取していただけるとよかったと思う。
- ・パブリック・コメントは、単に周知するだけでなく、そこで提案された意見を考慮することが重要である。

【教育委員会の考え方】

- ・市民の皆様の貴重なご意見を踏まえ、不登校児童生徒未然防止と不登校児童生徒支援に取り組んでまいります。